

# 性同一性障害特例法20年

# 性別変更161人に

## 宇都宮家裁、却下はゼロ

心と体の性が一致しない性同一性障害の人の性別変更を定める「性同一性障害特例法」が施行された2004年7月から24年11月末までの約20年間に、宇都宮家裁に性別変更を申し立てたのは166人で、このうち161人が認められたことが25日、家裁への取材で分かった。却下はゼロだった。施行当初に比べ、性別変更は増加傾向にある。法施行から20年、識者は社会の変化などを要因に上げている。

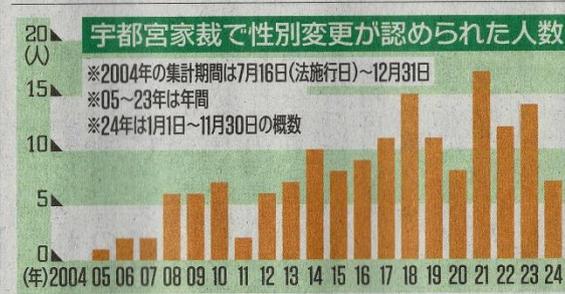
## 社会の変化、増加傾向

特例法は04年7月に施行された。性別変更に当たり、医師2人以上の診断に加え、①18歳以上②婚姻していない③未成年の子がいない④生殖機能がない(生殖能力要件)⑤変更後の性器部分に似た外観を持つ(外観要件)の5要件を満たす必要があると定める。家裁によると、04年7月

〜24年11月に166人が性別変更を申し立てし、161人が認められた。取り下げが3人、その他1人で、却下はゼロ。1人は審判の継続中とみられる。05年に2人が申し立てし、県内で初めて30代の当事者が女性から男性へ変更が認められた。14年は認定が10人となり、その後は年

間8〜17人で推移した。前半の10年(04〜13年)で認められたのは39人。後半の10年(14〜23年)は115人となり3倍近くに増えた。

司法統計によると、全国では04〜23年に1万3151人が性別変更を申し立てし、1万2800人が認められた。申し立ては増加傾



向で、19年が最多の953人。23年は934人だった。特例法が規定する5要件のうち、生殖能力をなくす手術を事実上求める「生殖能力要件」について、最高裁は23年10月、憲法13条が保障する「意思に反して身体への侵襲を受けない自由」への制約は重大として、違憲、無効と決定した。

日本GI(性別不合)学会理事長の中塚幹也(つなかみきよ)岡山大教授は「ここ10年でLGBTQ(性的少数者)への理解が進み、当事者が(性自認を)言い出しやすくなった」と社会の変化を指摘。最高裁決定を受け、法改正の必要性を唱える。一方、「男性が女性トイレや銭湯に入ってくると思っている人もいる。今の状況だと混乱が起きる可能性がある」と法整備とともに社会の理解が不可欠とした。